

【 手術 】

7 1 3 瞼板切除術（巨大霰粒腫摘出）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

霰粒腫（巨大（霰粒腫）を除く）に対するK215 瞼板切除術（巨大霰粒腫摘出）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

霰粒腫摘出に関しては、K214 霰粒腫摘出術とK215 瞼板切除術（巨大霰粒腫摘出）に区別されており、後者の手術を算定するに当たっては、レセプト上、対象が巨大（霰粒腫）であることを明確にする必要があると考える。

以上のことから、巨大（霰粒腫）の場合は、その旨、傷病名欄又は詳記に記載が必要であると判断した。